

事業場(病院、検査センター)と労働安全衛生法

労働安全衛生法の特徴の一つとして、法の責務者は「事業者」と定められている。

従って、病院(検査所)の労働衛生管理体制、病理部門の労働環境の整備は、事業者(院長)の責任になる。

また、悪質あるいは繰り返しの違反や労働災害が起った場合等は、事業者(院長)とともに管理責任を有している職長等(「実行行為者」と言う)が労働安全衛生法上の刑事責任を問われるとともに、業務上過失致死傷(刑法)や安全配慮義務違反として民事責任(損害賠償)などの社会的責任を負うことにもなる。

労働安全衛生教育

有害化学物質の使用にあたっては、
物質の特性や有害性を知ること、
健康障害防止に向けて安全な作業方法の確立や作業環境の構築、整備すること、
健康管理を行うことを教育
以上を実行しなければならない。

労働安全衛生法第60条の2では、
「事業主は～(中略)～その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、
危険又は有害な業務に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全
又は衛生のための教育を行うよう努めなければいけない。」
と明記されている。

雇入れ時に従事者教育と職長教育(安衛則35～40条)も必要。

健康診断による異常の早期発見と事後措置

- ・病理診断・検査でホルマリンを使用する場合、当該業務への配置換えの際とその後は6月以内ごとに1回の頻度で、従事者に対して定期的な一般健康診断を行わなくてはならない。(安衛則45、51、51の4、52条)。

事後措置

- ・FAによる慢性中毒、シックハウス症候群や化学物質過敏症などの長期曝露に起因する疾患を医学的に証明する1つの方法として、健康診断を利用する。
- ・健康診断で異常が見つかった場合、その職場はFAの取り扱いが適正に行われていない可能性があり、早急な対応が必要。
- ・健康診断の実施とそれに基づく作業環境構築は、職長と院長(施設長)や事業者が協力して遂行しなければならない。

- ・具体的チェック項目として、
 - a)職場におけるシックハウス症候群、化学物質過敏症様の自覚症状、他覚症状の有無。
 - b)自覚症状、他覚症状が現れた時期、継続期間。

これらの健康診断は、従事者が自分の健康状態を把握する上で有用であるとともに、産業医の資料となり、作業環境構築上でも有用である。

対応・混乱と提言

- ・病理を中心とする医療機関は、ホルマリン規制に対して対応能力と意欲を有している。
- ・具体的な対応を持続的に教育するシステムが、有効な規制運用に繋がる。
- ・日本病理学会は、ホルマリン規制が有効に運用されるよう 継続した情報発信を心がける。

- ・大きな設備投資が必要とされる場合は、改善に躊躇する傾向も見られる。
- ・ホルマリン管理濃度0.1ppmの意味合いが、十分に理解されておらず、ホルマリン濃度をいつも0.0ppmにしなければならないという誤解が生じている。
- ・少量、間欠的にホルマリンを扱う部署（内視鏡、病棟や外来での肝・腎生検など）での設備投資は、費用対効果が余り高くなく、対応が一定していない。

- ・二重密閉されたホルマリン液少量容器の配布認可と現場でのホルマリン液作成禁止は、有効な作業改善法の一つ。
- ・特定化学物質作業主任者による測定ホルマリン濃度の公認とそれに基づいた現場管理の推奨（プッシュプル換気以外の、自然換気・空気清浄・二重密閉の有効利用）
- ・特定化学物質作業主任者が常勤する施設での、設備設置報告義務緩和とホルマリン濃度測定データの公開義務化